

[内閣府ホーム](#) > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

行政刷新会議事務局国民の声担当室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)

(50字以内におまとめください。)

国税OBに対する事実上無試験による税理士資格の自動付与制度の撤廃

※必須

○提案の視点

※必須

規制・制度の撤廃や見直し

○提案の具体的内容

(具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)

公務員特権として、いわゆる国税OBなど税務官公署等行政実務経験者は、税理士試験を受けることなく勤務年数等を根拠に税理士資格が自動付与(税理士法第8条第1項第4号～第10号)されているが、これは公務員の天下りであり、公平性・平等性の観点から撤廃すべきである。

※必須

○提案理由

(具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)

税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした国家試験であり、税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度が確立されなければならない。しかし、税務官公署等行政実務経験者については、公務員としての勤務年数や、税務大学校(税務職員に対して必要な研修を行う国税庁の施設等機関)での研修修了によって、税理士試験が全て免除されるという税理士資格の自動付与制度が存在する。

※必須

本来、国家資格として独占業務を有する職業法上の資格を得るためには、国民すべてが公平、平等に努力する責を負うべきであり、社会通念に照らしても公正な方法で実施される国家試験に合格した者が税理士となる資格を有する者となるのが当然である。

公務員が、税法に関する事務に従事したことをもって、また、行政内部での研修を修了したことをもって何故に税理士試験合格と同等以上の資質をもたらすといえるのか、客観的合理性がないうえに、一般国民に比し著しく不公平である。

よって、税務官公署等行政実務経験者の勤務年数、研修修了による税理士試験免除(税理士資格の自動付与)は、ある種の公務員の天下りであり国民の理解を得ることはできない。公平、公正を求める現代社会においてこのような特権的優遇措置は許されず、即刻撤廃すべきである。

○根拠法令等

※必須

税理士法第3条, 6条, 8条

○制度の所管省庁

(複数選択も可)

財務省

※必須

○提案主体名(会社名・団体名)

(個人の場合は「個人」と記入してください。)

全国青年税理士連盟

※必須

<input type="radio"/> 会社名・団体名の公表の可否 ※必須	公表
<input type="radio"/> 提案主体分類コード	p任意団体
<input type="radio"/> 提案者氏名(非公表) (会社・団体の場合は「担当者名」を記入してください。) ※必須	法対策部長 坂井昭彦
<input type="radio"/> 電話番号(非公表) ※必須	03-3354-4162
<input type="radio"/> 電子メールアドレス(非公表) ※必須	zensei@khaki.plala.or.jp

<input type="button" value="◀◀ 修正"/>	<input type="button" value="▶▶ 以上の内容で送信する"/>
--------------------------------------	--

[▲ このページの先頭へ](#)